平成 28 年度 盛岡市市民後見人養成講座 開催要項

1 目 的

認知症,知的障がい,精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方を支援する成年後見制度に関して,今後,成年後見人等の担い手として専門職以外に市民の立場で後見活動を行う「市民後見人」の役割が期待されている。そのため,社会貢献に意欲のある市民が「市民後見人」として活躍できるよう,成年後見に関する知識・技術・社会規範・倫理性を習得する講座を開催する。

- **2** 日 時 平成28年11月2日(水)~平成29年1月19日(木) 原則毎週木曜日 9時30分~17時 全8回 ※詳細は裏面のとおり
- 3 会場 プラザおでって大会議室 ほか
- 4 参加料 無 料
- 5 定員 50 人程度(定員を超えた場合は抽選)
- 6 対 象
 - ○盛岡市在住または在学・在勤の方
 - ○平成28年4月1日現在における年齢が満20歳以上の方
 - ○原則としてすべての科目を受講できる見込みのある方(原則として全 50 単位中44単位以上の取得で修了者と認定する[1単位:1時間])
 - ○成年後見制度及び高齢者や障がい者への福祉活動に理解と熱意がある方
 - ○上記に関わらず、次の要件のいずれかに該当する方は、受講できません。
 - ・民法第20条に規定する制限行為能力者(未成年者,成年被後見人等)
 - ・民法第847条に規定する後見人の欠格事由に該当する者(破産者等)
 - ・専門職(弁護士,司法書士等)の団体に加入し,その団体での後見活動 が可能な者

7 申込方法

別添の申込書(宣誓書を含む)に必要事項を記入の上,盛岡市長寿社会課あてファクス,郵送又は持参により申込み。持参による申込受付は土曜・日曜日,祝日を除く8時30分から17時まで。申込締切は平成28年10月11日(火)とし,受講者確定後に案内を送付する。

- 8 共催 特定非営利活動法人 成年後見センターもりおか
- 9 協力 成年後見制度(権利擁護)の充実を目指すネットワーク会議(事務局: 盛岡市社会福祉協議会)
- 10 申込・問合せ先

盛岡市 保健福祉部 長寿社会課 〒020-8530 盛岡市内丸 12番 2号 ™019-613-8144

平成28年度 盛岡市市民後見人養成講座プログラム

日付	開始時間	終了時間	科 目	単位数	講師		会場
11/2(水)	9:30	9:55	オリエンテーション	-	長寿社会課/成年後見センターもりおか		
	10:00	11:00	市民後見概論①		石橋 乙秀	成年後見センター もりおか	
	11:05	12:05	市民後見概論②	3	赤羽 卓朗 坂口 繁治	八戸学院大学	おでって 大会議室
	13:00	14:00	市民後見概論③	1		社会福祉士	
	14:10	16:40	対象者理解(高齢者·認知症)	2.5	西尾 卓樹	社会福祉士	
	9:30	10:30	対象者理解(知的障がい者)	1	阿部 孝司	カナンの園 ヒソプ 工房	
	10:35	11:35	対象者理解(精神障がい者)	1	上川原 幸男	盛岡医療福祉専 門学校	
	12:25	13:55	地域福祉・権利擁護の理念/成年後見制度と市町村責任	1.5	盛岡市社会福祉協議会/盛岡市 役所長寿社会課		までって 大会議室
11/11(金)	14:00	15:00	成年後見制度概論	1	Z// Z// IZZIK		
	15:05	16:05	成年後見制度各論① ~法定後見制度~	1	- ■ 東海林 利哉 -	弁護士	
	16:10	16:40	成年後見制度各論② ~任意後見制度~	0.5			
11/17(木)	9:30	10:00	体験実習についての留意点	0.5	高齢者施設:鶴	成年後見センター もりおか	市内 各施設
・ 11/24(木)	10:00	17:30	施設実習	6.5	亀ながい/障が い者施設:となん		
【どちらか1日】	自宅	· 学習	報告書作成	3	カナン, 元気丸, のびやか丸		_
	9:30	10:30	財産法	1			おでって 大会議室
12/1(木)	10:35	11:35	家族法	1	畠山 将樹		
	11:40	12:40	高齢者施策/高齢者虐待防止法	1		弁護士	
	13:30	14:30	障害者施策/障害者虐待防止法	1	岩田 俊介		
	14:35	16:05	介護保険制度	1.5	菅原 隆浩	浅岸和敬荘地域 包括支援センター	
	16:10	16:40	成年後見を取りまく関係諸制度の基礎 ~年金制度~	0.5	盛岡年金事務所		
12/8(木)	9:30	10:00	成年後見を取りまく関係諸制度の基礎 〜健康保険制度〜	0.5	- 盛岡市役所	健康保険課	おでって 大会議室
	10:05	10:35	成年後見を取りまく関係諸制度の基礎 ~生活保護制度~	0.5		生活福祉課	
	10:40	11:10	成年後見を取りまく関係諸制度の基礎 ~税務申告制度~	0.5		市民税課	
	11:15	11:45	成年後見を取りまく関係諸制度の基礎 ~消費者保護制度~	0.5		消費生活センター	
	12:35	14:35	対人援助の基礎	2	田中 尚	岩手県立大学	
	14:45	16:15	法人後見の実践報告	1.5	成年後見センターもりおか		
	9:30	10:30	家庭裁判所の実際	1	盛岡家庭裁判所		
12/15(木)	10:40	12:10			横山 信英	社会保険労務士	おでって 大会議室
	13:10	13:40	社会保障と年金及び医療保険	2			
	13:50	15:50	申立手続き書類の作成	2	田口 輝夫	司法書士	
1/12(木)	9:30	11:30	成年後見の実務	2	岡田 秀治	コスモス成年後見 サポートセンター	
	12:25	13:55	報告書の作成	1.5		ケホードビンダー	おでって
	14:05	15:05	報酬付与申立の実務	1	成年後見センターもりおか		大会議室
	15:10	16:40	後見事務終了時の手続き/死後事務	1.5	坂口 繁治	社会福祉士	
1/19(木)	9:30	12:00	事例報告と検討①	2.5	成年後見センターもりおか		おでって 大会議室
	12:50	15:20	事例報告と検討②	2.5			
	15:30	16:30	市民後見人像	1			
	16:35	16:55	修了式	-	 長寿社会課/成年後見センターもりおか		
		. 5.50	Total Tota	I			

盛岡市 保健福祉部 長寿社会課(担当:芳賀) 行

FAX: 019-651-1181

住所:〒020-8530 盛岡市内丸 12番2号 電話:019-613-8144

盛岡市市民後見人養成講座 受講申込書

上記講座について,次のとおり申込みます。

平成 年 月 日

盛岡市 保健福祉部 長寿社会課 御中

記

氏 名	ふりがな	勤務先 (職種)		
生年月日	昭和・平成 年 月 日 (歳)		性別	男・女
	<u></u>			
連絡先	住所			
□自宅	TEL			
□勤務先	e-mail (任意)			
	※連絡先が勤務先の場合			
	勤務先名			

※御記入いただいた個人情報は、講座の実施、運営にのみ利用いたします。

宣誓書

平成 年 月 日

盛岡市長 様

住 所

氏 名 (自署)

私は、盛岡市市民後見人養成講座を受講するにあたって、盛岡市個人情報保護条例を遵守し、同講座において知り得た自己以外の者に関する個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、または不当な目的に使用しないことを宣誓します。

また、民法第20条に規定する制限行為能力者ではなく、同法第847条に規定する後見人の欠格事由に該当しないことを宣誓します。